

富山県環境科学センター競争的研究資金等における
研究活動の不正行為等調査等実施要綱

平成28年3月15日 制定
令和3年9月22日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、「富山県環境科学センター研究倫理規準」に基づき、富山県環境科学センター（以下「センター」という。）が競争的研究資金等を活用して行う研究活動において、不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合（以下「不正行為等」という。）の調査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「競争的研究資金等」とは、次の各号に掲げる研究資金をいう。

- (1) センター又はセンターに所属する研究者が研究テーマを設定して申請し、国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金
- (2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）

2 この要綱において対象とする「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、二重投稿及び不適切なオーサiershipをいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為には該当しない。

3 前項の不正行為とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- (4) 二重投稿とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (5) 不適切なオーサiershipとは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。

4 この要綱において「配分機関」とは、研究機関に対して、第1項に規定する

競争的研究資金等の配分をする機関をいう。

- 5 この要綱において「研究・配分機関」とは、研究機関及び前項に規定する配分機関をいう。
- 6 この要綱において「配分機関等」とは、研究機関に対して、第1項に規定する競争的研究資金等の配分又は措置をする機関をいう。
- 7 この要綱において「科学コミュニティ」とは、科学研究等を通じて真実の探求を行い、新たな知を創造するためのコンソーシアムや学会等の組織をいう。

(責任と権限)

第3条 富山県環境科学センター所長（以下「所長」という。）は、センターの研究活動を統括し、研究活動における不正行為への対応について責任を負うものとする。

- 2 所長は、この要綱に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応を整備し、公表するものとする。

(不正行為に関する告発)

第4条 不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）は富山県環境科学センター次長（以下「次長」という。）とする。ただし、受付窓口が、自己との利害関係を持つ事案であった場合は、所長は、利害関係を持たない者を任命するものとする。

- 2 センターは、ウェブページ等を通じて受付窓口を公表するものとする。
- 3 不正行為の告発は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談によることができるものとする。
- 4 受付窓口は、告発した者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者の不正行為の態様について聞き取りし、告発を受けた日時を含め、様式1により記録を残さなければならない。
- 5 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 6 センターは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求めることがあること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること等を、あらかじめ公表しておかななければならない。
- 7 告発が匿名だった場合には、第5項の内容に加えて、証拠書類等が添付され

- る等、信憑性が高い場合に限り受け付けるものとする。
- 8 受付窓口が告発を受け付ける場合は、個室での面談や、電話や電子メール等を窓口となる職員以外は見聞できないようにする等、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
 - 9 科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、受付窓口で告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。
 - 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていた場合は、第5項に準じた取扱いをするものとする。
 - 11 所長は、告発に際して、センター以外にも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に告発があった旨の通知をするものとする。
 - 12 所長は、告発に際して、センターが調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。
 - 13 所長は、他の研究機関からセンターが調査を行うべき機関として、告発が回付されたときは、センターに告発があったものとして取り扱うものとする。
 - 14 所長は、第5項の規定により告発を受け付けたときは、告発者に対し、様式2により受け付けたことを通知するものとする。ただし、第7項の規定により告発を受け付けたときは、通知しないものとするが、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱うものとする。
 - 15 所長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否か確認するものとする。
 - 16 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、所長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、所長は、被告発者がセンターに所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に、当該事案を回付することができるものとする。なお、所長が被告発者に警告を行った際、被告発者がセンターに所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等を通知するものとする。
 - 17 富山県は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。
 - 18 富山県は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の部分的又は全面的な禁止、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしてはならない。

(告発の報告及び調査を行う機関)

第5条 受付窓口は、不正行為に関する告発を受け付けたときは、前条第4項の

規定により記録された様式1により速やかに所長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 所長は、前条第15項に示す、告発の意思を明示しない相談について、受付窓口から報告があったときは、所長の判断で、その事案の調査を開始することができるものとする。
- 3 センターに所属する研究者に係る不正行為の告発があった場合、原則としてセンターが告発された事案の調査を行うものとする。
- 4 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
- 5 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行うものとする。
- 6 第3項から前項までの規定によって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機関は、被告発者が当該研究機関に現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 7 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行うものとする。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(予備調査)

第6条 受付窓口から報告を受けた所長は、告発内容について予備調査が必要と認めたときは、様式3により、速やかに関係する課長に予備調査を指示するものとする。ただし、当該事案が関係する課長に係るものである場合は、所長は、関係しない課長等に指示するものとする。

- 2 所長から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という。）は、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全等必要な措置をとらなければならない。なお、当該保全措置は、予備調査の結果、不正行為の疑いがないと判断されたとき、又は本調査が終了したときまで継続されなければならない。
- 3 前項の保全措置については、保全措置に影響しない範囲の研究活動を制限す

るものであってはならない。

- 4 予備調査者は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又はセンターが定める保存期間を超えるか否か等告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等については、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かも含めて調査するものとする。
- 6 予備調査者は、指示のあった日から20日以内にその結果を様式4により所長に報告しなければならない。
- 7 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の結果の報告を前項で示された日数までに完了できないときは、事前に様式5により予備調査の報告期限の延長の申出書を所長に提出しなければならない。
- 8 所長は、予備調査者から提出された予備調査の報告期限の延長の申し出について、内容を判断した上で、様式6により予備調査の報告期限の延長を通知するものとする。

(本調査の実施等)

- 第7条 所長は、前条第6項の報告を受けた後、告発の信憑性を判断した上で、告発を受け付けた日から原則として30日以内に本調査の要否を決定するものとする。
- 2 所長は、前項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山県環境科学センター競争的研究資金等に係る不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）を速やかに設置し、様式7により、当該委員会に本調査を要請しなければならない。
 - 3 委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に調査を開始するものとする。
 - 4 所長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、様式8により、被告発者及び被告発者が所属する機関の長に対して通知するものとする。併せて、本調査への協力を要請するものとする。
 - 5 所長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、告発者に対し様式9により通知するものとする。このとき、本調査を要しないと決定したときは、その理由と併せて告発者に通知するものとする。また、本調査を要すると決定したときは、告発者に対して調査への協力を求めるものとする。
 - 6 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上での掲載により、不正行為の疑いが指摘された場合も、第1項と同様に取り扱うものとする。
 - 7 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山県生活

環境文化部長へ速やかに報告するものとする。

- 8 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、様式10により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省へ報告するものとする。
- 9 所長は、第1項の規定により本調査を要しないと判断したときは、予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示するものとする。なお、告発者が開示を求める際は、富山県情報公開条例に基づく手続によらなければならない。
- 10 所長は、当該事案に係る配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 11 所長は、第1項の規定により本調査を要すると判断し、相当の理由があるときは、委員会による事実の認定の報告が確定されるまでの間、当該事案に係る競争的研究資金等の支出を停止させることができるものとする。

(委員会の設置)

第8条 前条第2項で定める委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会は、半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
- 3 委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 4 委員長は、次長をもって充てる。
- 5 外部有識者以外の委員は、不正行為の告発事案に該当する研究機関の職員のうち、所長が若干名を指名するものとする。
- 6 所長は、前条第1項の規定により、本調査を要すると判断したときは、告発者及び被告発者に対して、委員会の構成員を併せて通知するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項で通知された委員会の構成員に対して、異議があるときは、正当な理由を付した上で、書面により所長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申立ては、同項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。
- 8 告発者又は被告発者から前項の異議申立てがあったときは、所長は、異議申立ての内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員会の構成員を交代させ、様式11により、告発者、被告発者及び被告発者が所属する機関の長に通知するものとする。ただし、異議申立てが本調査の遅延を目的としたものであったことが判明した場合、所長は、次回の異議申立てを受理しないものとする。
- 9 所長は、前項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、富山県生活環境文化部長に速やかに報告するものとする。
- 10 所長は、第8項の規定により、委員会の構成員を交代させたときは、様式12により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 11 委員の招集に係る報償費及び旅費等については、当該事案に該当する研究機

関が負担するものとする。

(本調査の方法等)

- 第9条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等、盗用が疑われる場合は盗用のもととなった論文等の各種資料の精査及び関係者への聞き取り並びに再現実験により行うものとする。なお、再現実験については、委員会において必要と判断された場合に行うものとする。
- 2 委員会が再現実験を被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し所長により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うものとする。その際、委員会の指導・監督の下に行うこととする。
 - 3 本調査においては、被告発者に、書面又は口頭による弁明の機会が与えられなければならない。なお、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 4 告発者、被告発者等の関係者は、本調査に対して誠実に協力しなければならない。
 - 5 センターにおいて再現実験等を行うことができない場合、所長は再現実験等を行うことができる機関に協力を要請するものとする。協力を要請された当該機関は、誠実に協力するものとする。
 - 6 委員会は、証拠の保全及び本調査の実施のため、必要最小限の範囲及び期間において、本調査に必要な施設、機器及び薬剤等の使用を中止させることができる。
 - 7 本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、委員会が必要と認めた場合、本調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めるものとする。
 - 8 本調査に携わる者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいさせてはならない。
 - 9 再現実験等により必要となった経費については、当該事案に該当する研究機関が負担するものとする。
 - 10 上記に掲げるほか、委員会における調査方法については、不正行為の態様等に応じて、委員会において定めるものとする。

(事実の認定)

- 第10条 委員会は、本調査の開始後、150日以内に不正行為の事実があったか否かを認定し、不正行為が行われたと認定した場合はその内容、被告発者を含め

た不正行為に関与した者（以下「被告発者等」という。）とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、様式13により、所長に報告しなければならない。なお、本調査の終了前であっても、当該事案に係る配分機関等の求めがあったときは、委員会は、任意の様式により調査の中間報告を取りまとめ、所長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により、不正行為の事実がなかったと認定する場合において、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、事前に告発者に弁明の機会を与えた上で、この旨の認定を行うものとする。
- 3 委員会は、第1項の規定により、不正行為の事実があったか否かを認定するときは、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断するとともに、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方等様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。
- 4 委員会は、前条第3項の規定により、被告発者からの証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定するものとする。
- 5 委員会は、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せなくなった場合等正当な理由があると認められるときはこの限りでない。また、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が、富山県が別に定める保存期間を超えていた場合も同様とする。
- 6 前条第3項に規定する説明責任の程度及び前項に規定する本来存在するべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、委員会の判断に委ねるものとする。

（調査結果の通知等）

- 第11条 所長は、前条第1項の規定による調査結果の報告を受けたときは、様式14により、速やかに告発者に通知するものとする。なお、所長は、同項の規定による調査結果の報告において、同条第2項に規定する悪意に基づく告発と認定された場合は、様式15により、告発者が所属する機関にも通知するものとする。
- 2 所長は、前条第1項の規定による調査結果の報告を受けたときは、様式16により、速やかに被告発者等及びその所属機関に通知するものとする。
 - 3 所長は、前条第1項の規定による調査結果の報告を受けたときは、富山県生

活環境文化部長に速やかに報告するものとする。

- 4 所長は、前条第1項の規定による調査結果の報告を受けたときは、様式17により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。ただし、本調査の中間報告を行う場合は任意の様式によるものとする。
- 5 第1項及び第2項により通知を受けた告発者及び被告発者等は、認定の結果に異議があるときは、正当な理由を付した上で、書面により所長へ申し立てることができるものとする。ただし、異議申立ては、第1項及び第2項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。なお、被告発者等からの異議申立てについては、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 6 前項の規定による告発者からの異議申立てについては、告発が悪意に基づくものと認定されたときにのみ行うことができるものとする。
- 7 告発者及び被告発者等から第5項の異議申立てがあったときは、所長は、様式18により、委員会に審査を要請するものとする。その際、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、所長は、委員会の委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。なお、委員会に代えて他の者に審査をさせる場合も、以下の条項において便宜上「委員会」と呼ぶものとする。
- 8 委員会は、異議申立ての内容を審査し、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、様式19により、所長に報告しなければならない。
- 9 前項の規定により、被告発者等からの異議申立てに対し、委員会が再調査を要しないと決定したときは、所長は、様式20により、被告発者等に当該決定を通知しなければならない。このとき、被告発者等からの異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断された場合は、所長は、以後の異議申立てを受け付けないことができるものとする。
- 10 被告発者等からの異議申立てについて、再調査を行う決定を行ったときには、委員会は、所長の了解を得た上で、被告発者等に対し先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するよう求めるものとする。その協力が得られない場合には、委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切るものとする。その場合、委員会は、直ちに様式19により、所長に報告し、所長は被告発者等に様式20により当該決定を通知するものとする。
- 11 所長は、第5項の規定により、被告発者等から不正行為の認定に係る異議申立てがあったときは、様式21により、告発者にその旨を通知するものとする。併せて、異議申立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも通知するものとする。
- 12 所長は、第5項の規定により、被告発者等から不正行為の認定に係る異議申立てがあったときは、富山県生活環境文化部長に報告するものとする。併せて、

異議申立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。

- 13 所長は、第5項の規定により、被告発者等から不正行為の認定に係る異議申立てがあったときは、様式22により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。併せて、異議申立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 14 委員会は、被告発者等からの不正行為の認定に係る異議申立てによる再調査を開始したときは、50日以内に前条第1項の規定による事実の認定を覆すか否かを決定し、様式23により、その結果を直ちに所長に報告するものとする。
- 15 所長は、委員会から前項の報告を受けたときは、様式24により、決定事項を告発者、被告発者等及び被告発者等が所属する機関に通知するものとする。
- 16 所長は、委員会から第14項の報告を受けたときは、決定事項を富山県生活環境文化部長に報告するものとする。
- 17 所長は、委員会から第14項の報告を受けたときは、様式25により、決定事項を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 18 所長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申立てがあったときは、様式26により、告発者が所属する機関及び被告発者等に通知するものとする。
- 19 所長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申立てがあったときは、富山県生活環境文化部長に報告するものとする。
- 20 所長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申立てがあったときは、様式27により、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 21 委員会は、告発者からの不正行為の認定に係る異議申立てによる再調査を開始したときは、30日以内に前条第1項の規定による事実の認定を覆すか否かを決定し、様式28により、その結果を直ちに所長に報告するものとする。
- 22 所長は、委員会から前項の報告を受けたときは、様式29により、決定事項を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者等に通知するものとする。
- 23 所長は、委員会から第21項の報告を受けたときは、決定事項を富山県生活環境文化部長に報告するものとする。
- 24 所長は、委員会から第21項の報告を受けたときは、様式30により、決定事項を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 25 所長は、委員会において不正行為の認定がなされたときは、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該事案に係る競争的研究資金等の使用の中止を命じなければならない。

(調査結果の公表)

第12条 富山県は、第10条又は前条に基づく委員会からの報告により、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 富山県は、第10条又は前条に基づく委員会からの報告により、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 富山県は、第10条又は前条に基づく委員会からの報告により、告発者からの悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表するものとする。

4 前3項の調査結果の公表内容については、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程によるものとする。

(告発者及び被告発者に対する処分)

第13条 富山県は、被認定者に対しては、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。併せて、富山県は、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 富山県は、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者の所属する機関に対し、内部規程に基づく適切な処分を行うよう求めるものとする。なお、告発者が富山県職員であった場合は、富山県は、地方自治法及び地方公務員法並びに富山県の条例、規則及び諸規程により、適切に処分するものとする。

3 富山県は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合、被告発者等に対する名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第14条 所長、受付窓口、予備調査に携わる者及び本調査に携わる者は、競争的研究資金等における研究活動の不正行為等の調査等に関して知り得た情報について他に漏らしてはならない。

2 調査事案が漏えいした場合、所長は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とするものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定める、所長と関係者との書類の往復については、受付窓口を経由するものとする。

2 この要綱については、他の機関や学会等の科学コミュニティにセンターが調査を委託したとき又は調査を実施する上で協力を求めたときに、委託された機

関等又は調査に協力する機関等にも適用されるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、競争的研究資金等における研究活動の不正行為等に関して必要な事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

様式1

富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第4条第4項の規定による告発記録

告発日時	年月日・時間	年 月 日 : ~ :
受付窓口	職名	氏名
告発の方法	書面 ・ ファクシミリ ・ 電子メール ・ 電話 ・ その他 上記に○を記入してください。 その他の場合： ()	
告発者情報 (代理人の場合は、告発者本人及び代理人それぞれの情報を記載すること。)	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	所属	
	連絡先	電話番号等：
	匿名の希望	希望あり ・ 希望なし 上記のいずれかに○を記入してください。
研究活動の不正行為の態様		
匿名希望の場合の研究活動の不正行為を示す証拠	書類の有無	書類あり ・ 書類なし 上記のいずれかに○を記入してください。
	書類の名称と内容及び頁数	
	信憑性の判断 ※1	信憑性あり ・ 信憑性なし 上記のいずれかに○を記入してください。
所長への報告日	年 月 日	
受付年月日※2	年 月 日	

※1 受付窓口において、信憑性の判断がつかぬ場合は、予備調査実施後に記入してもよい。

※2 受付年月日は、信憑性ありと判断した場合に記入すること。

様式 2

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る告発について

センターの研究活動に関する、不正行為の疑義につきましては、貴殿からの告発を受け付けたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 4 条第 14 項の規定により、通知します。

記

1 告発のあった日 年 月 日

2 告発の内容
(具体的に記載)

様式 3

年 月 日

〇〇課長 殿

所長

不正行為の疑義に係る予備調査指示書

センターの研究活動に関して、不正行為の告発があったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり予備調査を指示します。

記

1 不正行為の態様

(告発の内容等を具体的に記載)

2 報告期限

年 月 日 (指示のあった日から 20 日以内)

3 守秘義務

指示を受けた者は、予備調査期間を含め、研究活動の不正行為の事実が確定するまでの間、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

4 資料等の保全と確保

指示を受けた者は、証拠となるべき資料等の保全等、必要な措置をとらなければならない。

5 予備調査の方法

指示を受けた者は、告発された行為が行われた可能性について、告発の際に示された根拠と被告発者の執筆した研究論文、研究データ、実験・観察ノート等について照合し、告発内容の信憑性を調査するものとする。

様式 4

年 月 日

所長 殿

〇〇課長

不正行為の疑義に係る予備調査結果報告書

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、所長から指示のあった予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 不正行為の態様
(告発の内容、予備調査によってわかった事実等を具体的に記載)
- 2 告発の信憑性とその理由
(具体的に記載、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。)

様式 5

年 月 日

所長 殿

〇〇課長

不正行為の疑義に係る予備調査の報告期限の延長申出書

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、指示のあった予備調査については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第7項の規定により、下記のとおり報告期限の延長を申し出ます。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 延長前の報告期限 年 月 日
- 3 延長後の報告期限 年 月 日 (日間延長)
- 4 延長理由

様式6

年 月 日

〇〇課長 殿

所長

不正行為の疑義に係る予備調査の報告期限の延長について

〇年〇月〇日付けで提出のあった、予備調査の報告期限の延長の申し出については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第8項の規定により、下記のとおり報告期限を延長します。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 延長前の報告期限 年 月 日
- 3 延長後の報告期限 年 月 日（ 日間延長）

様式 7

環科セ第 号
年 月 日

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要請について

センターの研究活動に関して、不正行為の告発があったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり本調査を要請します。

記

- 1 不正行為の態様
(告発の内容、予備調査によってわかった事実等を具体的に記載)
- 2 本調査の着手期限
年 月 日 (本調査の実施決定後 30 日以内)

- 3 本調査結果の報告

本調査は、告発された行為が行われた可能性について、告発の際に示された根拠と被告発者の執筆した研究論文、研究データ、実験・観察ノート等について照合し、告発内容の信憑性を調査するものとする。

また、本調査の結果の報告については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、本調査の開始後、150 日以内に不正行為の事実があったか否かを認定し、不正行為と認定した場合はその内容、被告発者を含めた不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、様式 13 により、所長に報告しなければならない。

4 資料等の保全と確保

本調査に当たっては、証拠となるべき資料等の保全等、必要な措置をとらなければならない。

5 守秘義務

本調査に携わる者は、研究活動の不正行為の事実が確定するまでの間、本調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

様式 8

環科セ第 号
年 月 日

(被告発者) 殿
(被告発者が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について

センターの研究活動については、告発により不正行為の疑義が生じたため、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 不正行為の態様

2 本調査の要否

予備調査の結果、富山県環境科学センターにおける競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第1項の規定により、本調査を（実施する。・ 実施しない。）

3 上記2の理由

(具体的に記載すること。)



(以下、本調査を実施する場合に記載)

4 本調査の体制 本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施する。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

5 本調査の予定期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで（150日間）

6 本調査に対する協力

本調査に当たっては、不正行為調査委員会の求めに応じて、必要な資料提供、質疑応答、研究資材・労務の提供等、誠意をもって本調査に協力しなければならない。

（被告発者への通知にのみ記載）

7 異議申立て

本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から14日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができる。ただし、異議申立てが本調査を遅延させる目的と判明した場合は、次回の異議申立てを受理しない。

8 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山17-1
富山県環境科学センター次長 宛

（以下、本調査を実施しない場合に記載）

4 関係資料等の保存

当該事案の予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示しなければならない。

なお、告発者が開示を求める際は、富山県情報公開条例に基づく手続によらなければならない。

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について

貴殿より告発のありました、センターの競争的研究資金等に係る不正行為の疑義に関しては、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発のあった不正行為の態様

2 本調査の要否

予備調査の結果、富山県環境科学センターにおける競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第1項の規定により、本調査を（実施します。・ 実施しません。）

3 上記2の理由

（具体的に記載すること。）

（以下、本調査を実施する場合に記載）

4 本調査の体制 本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施します。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

（※ 必要に応じて適宜行を追加すること。）

5 本調査への協力

貴殿の告発により、センターにおける競争的研究資金等の不正行為の疑いが発覚しました。つきましては、本調査に協力をお願いします。

6 異議申立て

本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

7 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1

富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の実施に係る報告について

センターの研究活動については、告発により不正行為の疑義が生じたため、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第8項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 本調査の実施を判断した経緯
- 3 本調査の体制

本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施します。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

- 4 本調査の予定期間 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで
(150日間)

(告発者) 殿
(被告発者) 殿
(被告発者が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の体制の変更について

センターにおいて発生した、競争的研究資金等に係る不正行為の疑義については、〇年〇月〇日付け環科セ第〇〇号「不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について」により通知したところですが、本調査の体制について、(告発者・被告発者) から異議申立てがあったことから、下記のとおり変更することとしたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 8 条第 8 項の規定により、通知します。

記

1 変更前の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

2 変更後の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

(以下、告発者及び被告発者への通知に記載)

3 異議申立て

変更後の本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の体制の変更の報告について

センターにおいて発生した、競争的研究資金等に係る不正行為の疑義については、〇年〇月〇日付け環科セ第〇〇号「不正行為の疑義に係る本調査の実施に係る報告について」を送付したところですが、本調査の体制について、(告発者・被告発者) から異議申立てがあったことから、下記のとおり変更することとしたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第8条第10項の規定により、報告します。

記

1 変更前の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

2 変更後の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号をもって、富山県環境科学センター所長から要請のあった、不正行為の疑義に係る本調査については、その結果を取りまとめ、事実を認定したことから、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定する。

2 本調査の内容

- ※ 調査対象機関（○○研究所○○課）
- ※ 調査対象者（研究者名）
- ※ 調査対象論文等
- ※ 調査方法（例：書面調査〔論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等〕、ヒアリング〔研究者、関係者等からの聞き取り〕、再現実験〔○○研究所の○○を使用して〕等）

(以下、不正行為が行われなかったと認定した場合に記載)

3 調査結果

上記 2 の内容で調査した結果、不正行為に該当する事実は認められなかった。（告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行う。）

4 添付書類一覧

（例：疑いのあった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

(以下、不正行為が行われたと認定した場合に記載)

3 調査結果

(1) 不正行為の種別〔捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ〕

※ 例：改ざん（〇〇のデータを論文の結果に合わせて操作した。）

(2) 不正行為が行われた論文等

論文等の名称：
著者名（共著者名も含む）：
当該論文（研究活動）における役割 〇〇研究員： △△研究員：
掲載誌名（投稿誌名）：
掲載年月日（投稿年月日）： 年 月 日

(3) 不正行為に関与した研究者

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号	関与の度合い

※研究者番号は e-rad への登録番号

(4) 不正行為の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正行為に支出された競争的資金等の名称

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の研究体制
- (2) 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：問題となった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

貴殿より告発のありました、センターの競争的研究資金等に係る不正行為の疑義に関しては、本調査の結果等について、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 調査結果に基づく事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定が行われたことを併せて通知する。）

(以下、告発が悪意に基づくものであると認定された場合に記載)

3 異議申立て

上記 1 及び 2 の内容について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

様式 15

環科セ第 号
年 月 日

(告発者が所属する機関の長) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、悪意に基づく告発と認定されたことから、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立ての可能性のあることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

(被告発者等) 殿
(被告発者等が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、本調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定が行われたことを併せて通知する。）

(以下、不正行為が行われたと認定された場合、被告発者等への通知に記載)

3 異議申立て

上記 1 及び 2 の内容について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができる。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、本調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事実の認定

不正行為が (行われた・行われなかった) と認定された。

2 本調査の内容

- ※ 調査対象機関 (〇〇研究所〇〇課)
- ※ 調査対象者 (研究者名)
- ※ 調査対象論文等
- ※ 調査方法 (例: 書面調査 [論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等]、ヒアリング [研究者、関係者等からの聞き取り]、再現実験 [〇〇研究所の〇〇を使用して] 等)

(以下、不正行為が行われなかったと認定された場合に記載)

3 調査結果

上記 2 の内容で調査した結果、不正行為に該当する事実は認められなかった。

4 添付書類一覧

(例: 疑いのあった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等)

(以下、不正行為が行われたと認定された場合に記載)

3 調査結果

(1) 不正行為の種別〔捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ〕

※ 例：改ざん（〇〇のデータを論文の結果に合わせて操作した。）

(2) 不正行為が行われた論文等

論文等の名称：
著者名（共著者名も含む）：
当該論文（研究活動）における役割 〇〇研究員： △△研究員：
掲載誌名（投稿誌名）：
掲載年月日（投稿年月日）： 年 月 日

(3) 不正行為に関与した研究者

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号	関与の度合い

※ 研究者番号は e-rad への登録番号

(4) 不正行為の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正行為に支出された競争的資金等の名称

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の研究体制
- (2) 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：問題となった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査の要
請について

○年○月○日付けで富山県環境科学センター競争的研究資金等に係る不正行為
調査委員会委員長から報告のあった、不正行為の疑義に係る本調査の結果につい
て、（告発者・被告発者等）に通知したところ、異議申立てがあったため、その
内容について、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不
正行為等調査等実施要綱第 11 条第 7 項の規定により、下記のとおり審査を要請
します。

記

- 1 異議申立ての内容
（異議申立ての趣旨、理由等を具体的に記載）
- 2 審査結果の提出期限
年 月 日
- 3 審査結果の報告
この審査は、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行
うか否かを速やかに決定し、所長に報告しなければならない。
- 4 守秘義務
本要請により審査を行う者は、研究活動の不正行為の事実が確定するまで
の間、審査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

様式 19

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査結果
について

このことについて、異議申立ての内容を審査したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 8 項（第 11 条第 10 項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）と決定した。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

(被告発者等) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査結果
について

貴殿からの異議申立ての内容を審査したので、富山県環境科学センター競争的
研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 9 項（第 11
条第 10 項）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 再調査の要否

再調査を要しないと決定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先
送りを主な目的とすると判断された場合についても記載すること。）

（以下、当該事案の引き延ばし等と判断された場合に記載）

3 異議申立ての受付の拒否

上記 2 のとおり、貴殿からの異議申立てが、当該事案の引き延ばしや認定
に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断されたことから、富山県環境
科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要
綱第 11 条第 9 項の規定により、以後の貴殿からの異議申立ての受付を拒否
する。

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立てについて

貴殿から告発のあった不正行為の疑義について、本調査の結果に基づき不正行為が行われたと認定されたところ、被告発者等から異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 11 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立てについて

○年○月○日付け環科セ第○○号により報告した、不正行為の疑義に係る調査結果等については、本調査の結果に基づき不正行為が行われたと認定されたところですが、被告発者等から異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 13 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付けで富山県環境科学センター所長に報告した、「不正行為の疑義に係る調査結果の報告について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 14 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことを決定した。
（認定結果に部分的な修正が必要となった場合は、一度、認定結果を撤回し、再度、認定しなおすこと。）
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

（以下、撤回することを決定した場合に記載）

- 3 再調査の方法
（例：書面調査〔論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等〕、ヒアリング〔研究者、関係者等からの聞き取り〕、再現実験〔○○研究所の○○を使用して〕等）
- 4 添付書類一覧
（例：撤回に至った証拠書類、データ等）

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿
(被告発者等) 殿
(被告発者等が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の通知について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 15 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 17 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
(具体的に記載すること。)

(告発者が所属する機関の長) 殿
(被告発者等) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立てについて

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、○年○月○日付け環科セ○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」により、悪意に基づく告発と認定された結果を通知したところですが、告発者から○年○月○日付けで異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 18 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立てについて、審査することとなることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立てについて

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、○年○月○日付け環科セ○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」により、悪意に基づく告発と認定された結果を報告したところですが、告発者から○年○月○日付けで異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 20 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立てについて、審査することとなることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申し立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付で富山県環境科学センター所長に報告した、「不正行為の疑義に係る調査結果の報告について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 21 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことを決定した。

2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

（以下、撤回することを決定した場合に記載）

3 再調査の方法
（例：ヒアリング〔告発者、告発者の所属機関等からの聞き取り〕等）

4 添付書類一覧
（例：撤回に至った証拠書類等）

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿
(告発者が所属する機関の長) 殿
(被告発者等) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立て後の再調査結果の通知について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 22 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 24 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
(具体的に記載すること。)

様式1

富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第4条第4項の規定による告発記録

告発日時	年月日・時間	年 月 日 : ~ :
受付窓口	職名	氏名
告発の方法	書面 ・ ファクシミリ ・ 電子メール ・ 電話 ・ その他 上記に○を記入してください。 その他の場合： ()	
告発者情報 (代理人の場合は、告発者本人及び代理人それぞれの情報を記載すること。)	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	所属	
	連絡先	電話番号等：
	匿名の希望	希望あり ・ 希望なし 上記のいずれかに○を記入してください。
研究活動の不正行為の態様		
匿名希望の場合の研究活動の不正行為を示す証拠	書類の有無	書類あり ・ 書類なし 上記のいずれかに○を記入してください。
	書類の名称と内容及び頁数	
	信憑性の判断 ※1	信憑性あり ・ 信憑性なし 上記のいずれかに○を記入してください。
所長への報告日	年 月 日	
受付年月日※2	年 月 日	

※1 受付窓口において、信憑性の判断がつかぬ場合は、予備調査実施後に記入してもよい。

※2 受付年月日は、信憑性ありと判断した場合に記入すること。

様式 2

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る告発について

センターの研究活動に関する、不正行為の疑義につきましては、貴殿からの告発を受け付けたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 4 条第 14 項の規定により、通知します。

記

1 告発のあった日 年 月 日

2 告発の内容
(具体的に記載)

様式3

年 月 日

〇〇課長 殿

所長

不正行為の疑義に係る予備調査指示書

センターの研究活動に関して、不正行為の告発があったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり予備調査を指示します。

記

1 不正行為の態様

(告発の内容等を具体的に記載)

2 報告期限

年 月 日 (指示のあった日から20日以内)

3 守秘義務

指示を受けた者は、予備調査期間を含め、研究活動の不正行為の事実が確定するまでの間、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

4 資料等の保全と確保

指示を受けた者は、証拠となるべき資料等の保全等、必要な措置をとらなければならない。

5 予備調査の方法

指示を受けた者は、告発された行為が行われた可能性について、告発の際に示された根拠と被告発者の執筆した研究論文、研究データ、実験・観察ノート等について照合し、告発内容の信憑性を調査するものとする。

様式 4

年 月 日

所長 殿

〇〇課長

不正行為の疑義に係る予備調査結果報告書

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、所長から指示のあった予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第6項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 不正行為の態様
(告発の内容、予備調査によってわかった事実等を具体的に記載)
- 2 告発の信憑性とその理由
(具体的に記載、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。)

様式 5

年 月 日

所長 殿

〇〇課長

不正行為の疑義に係る予備調査の報告期限の延長申出書

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、指示のあった予備調査については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第7項の規定により、下記のとおり報告期限の延長を申し出ます。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 延長前の報告期限 年 月 日
- 3 延長後の報告期限 年 月 日 (日間延長)
- 4 延長理由

様式6

年 月 日

〇〇課長 殿

所長

不正行為の疑義に係る予備調査の報告期限の延長について

〇年〇月〇日付で提出のあった、予備調査の報告期限の延長の申し出については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第6条第8項の規定により、下記のとおり報告期限を延長します。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 延長前の報告期限 年 月 日
- 3 延長後の報告期限 年 月 日（ 日間延長）

様式 7

環科セ第 号
年 月 日

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要請について

センターの研究活動に関して、不正行為の告発があったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり本調査を要請します。

記

- 1 不正行為の態様
(告発の内容、予備調査によってわかった事実等を具体的に記載)
- 2 本調査の着手期限
年 月 日 (本調査の実施決定後 30 日以内)

3 本調査結果の報告

本調査は、告発された行為が行われた可能性について、告発の際に示された根拠と被告発者の執筆した研究論文、研究データ、実験・観察ノート等について照合し、告発内容の信憑性を調査するものとする。

また、本調査の結果の報告については、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第10条第1項の規定により、本調査の開始後、150日以内に不正行為の事実があったか否かを認定し、不正行為と認定した場合はその内容、被告発者を含めた不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、様式13により、所長に報告しなければならない。

4 資料等の保全と確保

本調査に当たっては、証拠となるべき資料等の保全等、必要な措置をとらなければならない。

5 守秘義務

本調査に携わる者は、研究活動の不正行為の事実が確定するまでの間、本調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

様式 8

環科セ第 号
年 月 日

(被告発者) 殿
(被告発者が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について

センターの研究活動については、告発により不正行為の疑義が生じたため、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 不正行為の態様

2 本調査の要否

予備調査の結果、富山県環境科学センターにおける競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第1項の規定により、本調査を(実施する。・ 実施しない。)

3 上記2の理由

(具体的に記載すること。)



(以下、本調査を実施する場合に記載)

4 本調査の体制 本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施する。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

5 本調査の予定期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで（150日間）

6 本調査に対する協力

本調査に当たっては、不正行為調査委員会の求めに応じて、必要な資料提供、質疑応答、研究資材・労務の提供等、誠意をもって本調査に協力しなければならない。

（被告発者への通知にのみ記載）

7 異議申立て

本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から14日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができる。ただし、異議申立てが本調査を遅延させる目的と判明した場合は、次回の異議申立てを受理しない。

8 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山17-1
富山県環境科学センター次長 宛

（以下、本調査を実施しない場合に記載）

4 関係資料等の保存

当該事案の予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示しなければならない。

なお、告発者が開示を求める際は、富山県情報公開条例に基づく手続によらなければならない。

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について

貴殿より告発のありました、センターの競争的研究資金等に係る不正行為の疑義に関しては、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発のあった不正行為の態様

2 本調査の要否

予備調査の結果、富山県環境科学センターにおける競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第1項の規定により、本調査を（実施します。・ 実施しません。）

3 上記2の理由

（具体的に記載すること。）

（以下、本調査を実施する場合に記載）

4 本調査の体制 本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施します。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

（※ 必要に応じて適宜行を追加すること。）

5 本調査への協力

貴殿の告発により、センターにおける競争的研究資金等の不正行為の疑いが発覚しました。つきましては、本調査に協力をお願いします。

6 異議申立て

本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から14日以内限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

7 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の実施に係る報告について

センターの研究活動については、告発により不正行為の疑義が生じたため、予備調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第7条第8項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 不正行為の態様
- 2 本調査の実施を判断した経緯
- 3 本調査の体制

本調査は、次の構成員による不正行為調査委員会において実施します。

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

- 4 本調査の予定期間 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで
(150日間)

(告発者) 殿
(被告発者) 殿
(被告発者が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の体制の変更について

センターにおいて発生した、競争的研究資金等に係る不正行為の疑義については、○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る本調査の要否の決定等について」により通知したところですが、本調査の体制について、(告発者・被告発者) から異議申立てがあったことから、下記のとおり変更することとしたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第8条第8項の規定により、通知します。

記

1 変更前の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

2 変更後の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

(以下、告発者及び被告発者への通知に記載)

3 異議申立て

変更後の本調査の体制について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の体制の変更の報告について

センターにおいて発生した、競争的研究資金等に係る不正行為の疑義については、〇年〇月〇日付け環科セ第〇〇号「不正行為の疑義に係る本調査の実施に係る報告について」を送付したところですが、本調査の体制について、(告発者・被告発者) から異議申立てがあったことから、下記のとおり変更することとしたので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 8 条第 10 項の規定により、報告します。

記

1 変更前の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

2 変更後の本調査の体制

構成	氏名	組織・役職名
委員長		
委員		
委員		
委員		

(※ 必要に応じて適宜行を追加すること。)

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号をもって、富山県環境科学センター所長から要請のあった、不正行為の疑義に係る本調査については、その結果を取りまとめ、事実を認定したことから、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定する。

2 本調査の内容

- ※ 調査対象機関（○○研究所○○課）
- ※ 調査対象者（研究者名）
- ※ 調査対象論文等
- ※ 調査方法（例：書面調査〔論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等〕、ヒアリング〔研究者、関係者等からの聞き取り〕、再現実験〔○○研究所の○○を使用して〕等）

(以下、不正行為が行われなかったと認定した場合に記載)

3 調査結果

上記 2 の内容で調査した結果、不正行為に該当する事実は認められなかった。（告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定を行う。）

4 添付書類一覧

（例：疑いのあった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

(以下、不正行為が行われたと認定した場合に記載)

3 調査結果

(1) 不正行為の種別〔捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ〕

※ 例：改ざん（〇〇のデータを論文の結果に合わせて操作した。）

(2) 不正行為が行われた論文等

論文等の名称：
著者名（共著者名も含む）：
当該論文（研究活動）における役割 〇〇研究員： △△研究員：
掲載誌名（投稿誌名）：
掲載年月日（投稿年月日）： 年 月 日

(3) 不正行為に関与した研究者

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号	関与の度合い

※研究者番号は e-rad への登録番号

(4) 不正行為の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正行為に支出された競争的資金等の名称

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の研究体制
- (2) 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：問題となった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

貴殿より告発のありました、センターの競争的研究資金等に係る不正行為の疑義に関しては、本調査の結果等について、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 調査結果に基づく事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定が行われたことを併せて通知する。）

(以下、告発が悪意に基づくものであると認定された場合に記載)

3 異議申立て

上記 1 及び 2 の内容について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができます。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

様式 15

環科セ第 号
年 月 日

(告発者が所属する機関の長) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、悪意に基づく告発と認定されたことから、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立ての可能性のあることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

(被告発者等) 殿
(被告発者等が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、本調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定が行われたことを併せて通知する。）

(以下、不正行為が行われたと認定された場合、被告発者等への通知に記載)

3 異議申立て

上記 1 及び 2 の内容について異議がある場合は、本通知の交付日から 14 日以内に限り、富山県環境科学センター所長に対して、正当な理由を付した上で、書面により申立てをすることができる。

4 異議申立ての送付先

〒939-0363 富山県射水市中太閤山 17-1
富山県環境科学センター次長 宛

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について

センターの研究活動に関する不正行為の告発について、本調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事実の認定

不正行為が（行われた・行われなかった）と認定された。

2 本調査の内容

- ※ 調査対象機関（〇〇研究所〇〇課）
- ※ 調査対象者（研究者名）
- ※ 調査対象論文等
- ※ 調査方法（例：書面調査〔論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等〕、ヒアリング〔研究者、関係者等からの聞き取り〕、再現実験〔〇〇研究所の〇〇を使用して〕等）

(以下、不正行為が行われなかったと認定された場合に記載)

3 調査結果

上記 2 の内容で調査した結果、不正行為に該当する事実は認められなかった。

4 添付書類一覧

(例：疑いのあった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等)

(以下、不正行為が行われたと認定された場合に記載)

3 調査結果

(1) 不正行為の種別〔捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ〕

※ 例：改ざん（〇〇のデータを論文の結果に合わせて操作した。）

(2) 不正行為が行われた論文等

論文等の名称：
著者名（共著者名も含む）：
当該論文（研究活動）における役割 〇〇研究員： △△研究員：
掲載誌名（投稿誌名）：
掲載年月日（投稿年月日）： 年 月 日

(3) 不正行為に関与した研究者

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号	関与の度合い

※ 研究者番号は e-rad への登録番号

(4) 不正行為の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正行為に支出された競争的資金等の名称

4 不正行為の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究資金等も含む。）

- (1) 不正行為が行われた当時の研究体制
- (2) 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：問題となった論文、生データ、実験・観察ノート、再現実験のデータ等）

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査の要
請について

○年○月○日付けで富山県環境科学センター競争的研究資金等に係る不正行為調査委員会委員長から報告のあった、不正行為の疑義に係る本調査の結果について、（告発者・被告発者等）に通知したところ、異議申立てがあったため、その内容について、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 7 項の規定により、下記のとおり審査を要請します。

記

- 1 異議申立ての内容
（異議申立ての趣旨、理由等を具体的に記載）
- 2 審査結果の提出期限
年 月 日
- 3 審査結果の報告
この審査は、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、所長に報告しなければならない。
- 4 守秘義務
本要請により審査を行う者は、研究活動の不正行為の事実が確定するまでの間、審査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

様式 19

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査結果
について

このことについて、異議申立ての内容を審査したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 8 項（第 11 条第 10 項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）と決定した。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

(被告発者等) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する異議申立ての審査結果
について

貴殿からの異議申立ての内容を審査したので、富山県環境科学センター競争的
研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 9 項（第 11
条第 10 項）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 再調査の要否

再調査を要しないと決定された。

2 上記 1 の理由

（具体的に記載すること。当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先
送りを主な目的とすると判断された場合についても記載すること。）

（以下、当該事案の引き延ばし等と判断された場合に記載）

3 異議申立ての受付の拒否

上記 2 のとおり、貴殿からの異議申立てが、当該事案の引き延ばしや認定
に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断されたことから、富山県環境
科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要
綱第 11 条第 9 項の規定により、以後の貴殿からの異議申立ての受付を拒否す
る。

(告発者) 殿

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立てについて

貴殿から告発のあった不正行為の疑義について、本調査の結果に基づき不正行為が行われたと認定されたところ、被告発者等から異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 11 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立てについて

○年○月○日付け環科セ第○○号により報告した、不正行為の疑義に係る調査結果等については、本調査の結果に基づき不正行為が行われたと認定されたところですが、被告発者等から異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 13 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 再調査の要否
再調査を（要する・要しない）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付けで富山県環境科学センター所長に報告した、「不正行為の疑義に係る調査結果の報告について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 14 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことを決定した。
（認定結果に部分的な修正が必要となった場合は、一度、認定結果を撤回し、再度、認定しなおすこと。）
 - 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）
-
- （以下、撤回することを決定した場合に記載）
- 3 再調査の方法
（例：書面調査〔論文に使用されたデータと実験ノートとの突合等〕、ヒアリング〔研究者、関係者等からの聞き取り〕、再現実験〔○○研究所の○○を使用して〕等）
 - 4 添付書類一覧
（例：撤回に至った証拠書類、データ等）

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿
(被告発者等) 殿
(被告発者等が所属する機関の長) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の通知について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 15 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する被告発者等からの異議
申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」の事実の認定については、被告発者等からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 17 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
(具体的に記載すること。)

環科セ第 号
年 月 日

(告発者が所属する機関の長) 殿
(被告発者等) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立てについて

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、○年○月○日付け環科セ○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」により、悪意に基づく告発と認定された結果を通知したところですが、告発者から○年○月○日付けで異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第11条第18項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立てについて、審査することとなることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立てについて

センターの研究活動について、告発のあった不正行為の疑義を調査したところ、○年○月○日付け環科セ○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」により、悪意に基づく告発と認定された結果を報告したところですが、告発者から○年○月○日付けで異議申立てがあったので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 20 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 告発者の氏名

今後、告発者からの異議申立てについて、審査することとなることから、悪意に基づく告発の認定が確定するまでの間、非開示としてください。

2 告発の内容

(具体的に記載すること。)

3 悪意に基づく告発と認定された理由

(具体的に記載すること。)

年 月 日

富山県環境科学センター所長 殿

富山県環境科学センター
競争的研究資金等に係る
不正行為調査委員会委員長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申し立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付で富山県環境科学センター所長に報告した、「不正行為の疑義に係る調査結果の報告について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 21 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことを決定した。

2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

（以下、撤回することを決定した場合に記載）

3 再調査の方法
（例：ヒアリング〔告発者、告発者の所属機関等からの聞き取り〕等）

4 添付書類一覧
（例：撤回に至った証拠書類等）

環科セ第 号
年 月 日

(告発者) 殿
(告発者が所属する機関の長) 殿
(被告発者等) 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立て後の再調査結果の通知について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の通知について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 22 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
（具体的に記載すること。）

環科セ第 号
年 月 日

(配分機関等の長) 殿
文部科学大臣 殿
(それぞれ別葉とすること。)

富山県環境科学センター所長 印

不正行為の疑義に係る本調査の結果に対する告発者からの異議申立て後の再調査結果の報告について

○年○月○日付け環科セ第○○号「不正行為の疑義に係る調査結果等の報告について」の事実の認定については、告発者からの異議申立てにより、再調査を実施したので、富山県環境科学センター競争的研究資金等における研究活動の不正行為等調査等実施要綱第 11 条第 24 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 要綱第 10 条第 1 項の規定による事実の認定の可否
認定結果を（撤回しない・撤回する）ことが決定された。
- 2 上記 1 の理由
(具体的に記載すること。)